

(公表用)

岩手県福祉サービス第三者評価の結果

①第三者評価機関名

社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会

②施設・事業所情報

施設名称: 大更保育園	種別: 保育所	
代表者(職名)氏名: 園長 遠藤快子	定員: 90名 利用人数: 94名	
所在地: 岩手県八幡平市大更21-111-1		
TEL: 0195-76-3526	ホームページ: http://www.wtep-suginokokai.com/	
【施設・事業所の概要】 平成26年4月1日より、八幡平市より民間移管をうけて当法人経営の施設となった。 園の周りは田園に囲まれており、大更小学校に隣接する施設である。		
開設年月日: 平成26年4月1日		
経営法人・設置主体(法人名・理事長名等): 社会福祉法人 杉の子会・理事長 遠藤一子		
職員数	常勤職員: 15名 非常勤職員: (短時間勤務) 1名	
専門職員	(専門職の名称: 名)	
	園長 1名	
	主任保育士 1名	
	保育士 7名	
	幼稚園教諭 1名	
	栄養士 2名	
	保育補助 2名	
	用務員 1名	調理員 1名 (短時間勤務)
施設・設備 の概要	(居室名・定員: 室)	(設備等)
	保育室 5室	
	給食室 1室	
	遊戯室 1室	
	事務室 1室	

③理念・基本方針

経営理念 我ら地球人 みんなの笑顔のために
—子ども・保護者・利用者・地域・職員・地球—

基本方針

- 1、保護者が働きながら子育てできるように安心して預かれる保育園
- 2、放課後の充実した子ども時代が過ごせる放課後完全育成事業
- 3、育児支援をする地域子育て支援センター
- 4、特別保育事業に取り組む

④施設・事業所の特徴的な取組（サービス内容）

- ・延長保育
- ・障がい児保育
- ・休日保育
- ・一時保育

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成 28 年 6 月 17 日（契約日） ～ 平成 29 年 2 月 20 日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	1 回目

⑥総評

◇ 特に評価の高い点

○ **子どもが主体的に活動できる環境の整備、子どもの生活と遊びを豊かにする保育の展開**

子どもが自らやってみようとする気持ち、挑戦していく力、達成感の共有を目指した保育を展開している。子どもが持ち合わせている能力を、最大限に開花させようとする保育姿勢は高く評価できる。

卒園までの目標を掲げたマラソン「最終合計地球一周」への挑戦。書道、お茶、剣道、太鼓など、静と動の体験を通した成長の育み、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にす保育は、生活や遊びの豊かさが子どもたちの表情から感じることができた。

◇ 改善が求められる点

○ **アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制の確立**

職員の意見を吸い上げて法人が作成した保育課程に基づきクラス別の指導計画は策定されているが、個々の子どもに対するアセスメントが園児管理システムの個人発達記録のチェックに止まり、3歳以上児はもとより、作成が義務付けられている3歳未満児と障がいのある子どもも含めて、個別の指導計画が作成されていない。個々の子どもに対するアセスメントは、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に基づいて作成される保育課程をベースとし、クラスの指導計画と関連付けながら、さらに子どもや保護者の意向が反映されたものとして作成するものとされる。アセスメントが単なる発達記録のチェックと捉えるのではなく、実態把握から見えてきたニーズを抽出し、より効果的な計画を立案するための基本となる手続と捉えることが大切である。その重要性を職員間で確認し、早急に適切なアセスメント手法の確立に向けた取組が求められる。

これまで法人によって整備されてきた保育プログラムを、今後は各保育園の実情、すなわち利用する子ども及び家族の実態、地域性に配慮して個別性を加味し、個々の保育園が特色のある保育プログラムをつくっていくことが必要である。そのことが「選ばれる保育園」へとつながるものと思われる。そうした観点から、アセスメントの実施手順の作成や、個別の指導計画の作成なども、大更保育園としてどのように取り組んでいくのかを職員参画のもとで検討していくことが求められる。

⑦第三者評価結果に対する事業者のコメント

今回第三者評価を受審し、自己評価を行ったことで、職員一人一人が当法人の事業内容や日頃の保育の取り組み等について理解を深め、見直しをするよい機会になりました。

今回評価して頂いたことをしっかりと受けとめ、今後もよりよい保育サービスの提供ができる

ように、また、職員の資質向上が図られるように自己評価を継続していきたいと思いを。
ありがとうございました。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果【大更保育園】

評価対象I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者評価結果
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p>評価者コメント1</p> <p>法人(保育所)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、利用者等への周知が図られている。理念、基本方針は、設置主体である社会福祉法人杉の子会により、ホームページや事業計画等に明文化されており、保育所の目指す使命や方向が示されている。理念や基本方針は、園のしおり等に記載して保護者等への周知も図られており、園のホールや事務室、来園者の目の届く場所にも掲示している。また、職員会議や朝の集会等で、子どもや職員で理念や保育目標を暗唱している。</p>		

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に対応している。		第三者評価結果
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<p>評価者コメント2</p> <p>事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。保育所が位置する地域の将来の人口動向や保育所への入園数、保護者からのアンケートの収集等により、法人(保育所)が位置する地域での特徴・変化等を把握している。八幡平市の子ども・子育て支援計画の内容の理解や把握にも努めており、中長期計画に取り組むべき具体的な方向性や課題は示されている。しかし、具体的に把握し分析した取組の経過(経営会議など)や、分析(SWOT分析など)を実施した資料が確認できないため、経営状況の現状分析を適切に行うことが望まれる。</p>		
3	I-1-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
<p>評価者コメント3</p> <p>経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。経営環境と経営状況の把握に務め、八幡平市の保育所の民間移管の受入などに積極的に取り組んでいる。しかし、経営環境や経営状況を分析した課題の抽出の仕組みや、経営改善に向けた具体的な取組などが十分とはいえない。組織化された経営分析委員会や検討会などで協議・分析され、経営状況や改善すべき課題について役員(理事・監事等)間での共有だけでなく、職員にも周知されていることも求められる。</p>		

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者評価結果
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<p>評価者コメント4</p> <p>経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定しているが十分ではない。中・長期計画は平成26年度から平成30年度までの経営や保育サービスの実施計画が策定されている。計画は、理念や基本方針の実現に向けたものになっており、法人の中・長期施設整備や積立金計画も策定されている。しかし、中・長期計画は経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容ではなく、数値目標や具体的な成果等の設定等、実施状況を評価できる内容となっていない。計画は、年度毎の実施状況の評価や見直しを踏まえた、組織として取り組むべき組織体制や設備、職員体制、人事育成、中長期の収支など、全体的な課題が明確にされていることが求められる。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<p>評価者コメント5</p> <p>単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。単年度の事業計画は、法人の理念や基本方針の実現に向けた中・長期計画の内容を反映したものとなっているが、大更保育園の事業計画は法人の年間事業計画の中で包括されており、大更保育園としては、「行事予定表」と「年間指導計画書」になっている。事業計画は、法人の全体的な計画と、各保育所毎の特性を踏まえた個別の単年度の単年度における事業計画の策定が望まれる。また、計画は事業内容が具体的に示されており、実施状況の進捗状況などが定期的に評価を行える内容となっていることも求められる。</p>		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		第三者評価結果
6	I-3-(2)-①事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<p>評価者コメント6</p> <p>事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。事業計画は、年度末の職員会議の際に、当年度の事業計画についての反省点や改善点について話しあって見直されている。しかし、事業計画は、計画の実施状況があらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価・見直しが行われ、事業計画の評価結果が次年度の事業計画に反映されていることが求められる。また、計画の実施状況の評価結果や見直しの経過、計画の策定過程の記録等、組織として策定の手順や様式を整備することが望まれる。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	a
<p>評価者コメント7</p> <p>事業計画を利用者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。事業計画や内容については、入園説明会において保護者に配布し説明している。行事内容については保護者会とも連携して進められている。行事計画等は保護者等の参加を促す観点から「お知らせ」を発行して周知するとともに、内容の理解を促すための工夫や説明するなどの取組も行っている。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者評価結果
8	I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
<p>評価者コメント8</p> <p>保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。保育の内容について職員会議、担当別会議の際に話しあい、組織的に質の向上に関する取組を実施している。保育の内容については毎年度自己評価を実施しているが、第三者評価は今年度が初めての受審で、評価基準に基づく自己評価は今回が初めてである。今後も、保育の質の向上に向けて組織的にPDCAサイクルにもとづく取組の実施が望まれる。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<p>評価者コメント9</p> <p>評価結果を分析し、組織として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。法人グループ6園の合同会議や担当別会議等で、共通の課題の情報交換や共有化を図っている。クラス担当毎の会議も開催して、評価や課題について話し合い、反省点や評価を踏まえた課題についての改善策を月の計画書に記載し、改善計画を保育計画書に記載している。しかし、実施した評価や分析結果から明確になった課題に対して、職員の参画のもとで改善策や改善計画を検討し策定する仕組みや、検討過程の記録が確認できない。また、課題について改善策や改善の実施状況を評価をするとともに、必要に応じて改善計画の見直しも行うことが望まれる。</p>		

評価対象II 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ		
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		第三者評価結果
10	II-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<p>評価者コメント10</p> <p>園長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。園長は、保育所の経営・管理に関する方針と取組について職場研修や職員会議で表明し、機関誌(園だより)にも掲載している。また、自らの役割と責任について職務分掌において文書化するとともに、危機管理マニュアルにも危機管理における指揮権などを明記し、職員に理解されるよう積極的に取り組んでいる。</p>		
11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<p>評価者コメント11</p> <p>園長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。園長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組として研修に参加し、その結果を職員会議で報告している。また、職員に対して遵守すべき法令等を周知し正しく理解するための取組として、服務規程や危機管理マニュアルの周知や、遵守すべき法令等を正しく理解されているかの自己チェックなど具体的な取組も実施している。今後は、施設運営上必要な幅広い分野の遵守すべき法令等の整理(リスト化)や、職員に対して法令遵守の観点で勉強会の実施など、計画的な取組を期待する。</p>		

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		第三者評価結果
12	II-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
<p>評価者コメント12</p> <p>園長は、実施する保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。</p> <p>園長は、法人の理念・基本方針を具現化した質の高い保育の実現のために、日々の各クラス日誌の確認や毎月の計画実施による課題や改善点を把握し、打合せ会議や職員会議において評価や助言など指導力を発揮している。また、「職員意見書」等による面談も実施し、職員の意向を反映するための取組を行うとともに、新人研修や法人研修を企画し、計画的に研修会の開催もしている。</p>		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<p>評価者コメント13</p> <p>園長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。</p> <p>園長は、法人で開催される毎月の園長会議に参加して運営や業務の実効性の向上に向けて検討しており、自らも保育園でその取組に指導力を発揮している。業務の効率化を図るために「園児管理システム」を導入し、園児の基本情報と保育情報を一元的に記録・管理する仕組みを構築している。今後は、経営改善や効果的な事業運営を目指すために人事、労務、財務等を踏まえた全体的な経営分析を行うなど、組織内で経営改善や業務の実効性を高めるための具体的な体制を構築する取組とともに、組織内に同様の意識を形成し、職員全体で効果的な事業運営を目指すための指導力を発揮されることが望まれる。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者評価結果
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p>評価者コメント14</p> <p>保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。</p> <p>法人の中・長期計画に「職員の育成と研究研修」の項目があり、必要な福祉人材としての職種や専門資格等による職務などが明記されている。保育所が目標とする保育の質を確保するため、職員の育成についても勤務年数による段階別（初任級・中級・上級）研修をもとに計画されているが、早期退職や採用難などがあって、計画にもとづいた人員の確保や育成が十分に実施されていない。今後は、必要な福祉人材の確保と育成に関する方針や職員研修制度などが整備され、より効果的な福祉人材の確保や人員体制に関する具体的な計画の工夫が望まれる。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
<p>評価者コメント15</p> <p>総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。</p> <p>法人の理念・基本方針にもとづき「求められる職員像」を明確にした職員の役割を定め、勤務年数による段階別（初任級・中級・上級）研修をもとに職員の育成と人事管理を行っている。職員の「個別意見書」や面談によって改善策も検討・実施されている。なお、総合的な人事管理には、一定の人事基準にもとづいた職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する評価・分析ができる人事考課制度や、人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準等）が明確に定められるとともに、職員等に対しては冊子の配布の他、職員会議等での周知が求められる。今後は、これらを踏まえた人事基準や人事考課制度、教育・研修制度、目標管理制度など、総合的な人事管理の整備が望まれる。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		第三者評価結果
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<p>評価者コメント16</p> <p>職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。</p> <p>職員の労務に関するデータ等は定期的にチェックして就業状況を把握しており、職員の意向を反映した勤務表の作成や変更なども行っている。毎月「職員意見書」を記入させ、職員との個別面接の機会を設けるなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫もされているが、改善についての具体的な仕組みが整備されていない。また、働きやすい職場づくりのために、職員の希望の聴取等をもとに総合的な福利厚生の実施や、外部の専門家やカウンセラー等を配置して相談対応を行うなど、職員の心身の健康への配慮なども望まれる。</p>		

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		第三者評価結果
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
<p>評価者コメント17</p> <p>職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。 毎月の職員意見書の提出や園長の面談等によって目標の設定や評価など、各職員に対し個別に育成に向けた取組を実施しているが、職員一人ひとりの育成に向けた目標管理のための仕組みが十分に構築されていない。目標管理に関する仕組みは、目標管理制度に関わる規定(基準)が目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものになっていて、定期的に中間面接を行うなど職員一人ひとりが設定した目標について適切に進捗状況の確認が行われていることが求められる。職員一人ひとりが設定した目標や目標達成度の確認については、個人別目標管理シート(個標)で整理されるなど、職員一人ひとりの目標の統合を目指す仕組みの構築が望まれる。</p>		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<p>評価者コメント18</p> <p>組織として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。 法人の中・長期計画に「職員の育成と研究研修」の項目があり、職員の育成と勤務年数による段階別(初任級・中級・上級)研修の計画と研修内容も明示されている。研修実施計画も作成されており、教育・研修計画にもとづき教育・研修が実施されている。しかし、組織として職員の教育・研修に関する基本方針や計画、教育・研修実施要項等が整備され、定期的に研修計画の評価・見直しも行われることが求められる。また、定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しについても行われることが望まれる。</p>		
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
<p>評価者コメント19</p> <p>職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分ではない。 職員の教育・研修について、必要とする知識・技術水準に応じたキャリアパスプログラムがあり、個別の職員の知識・技術水準に応じて計画的に実施している。外部研修の報告や評価なども行われ、新任職員をはじめ職員の経験や階層別に配慮した個別的なOJT内部研修も実施されている。今後は、研修成果の評価・分析が次の研修計画に反映されるなど、組織として職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修制度などの体制整備や、個人人材育成計画及び職員研修履歴カード等を整備し、職員一人ひとりについて教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されることが望まれる。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		第三者評価結果
20	II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<p>評価者コメント20</p> <p>実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムを用意していないなど積極的な取組には至っていない。 実習生の受入れについては基本方針に明記し、「受け入れマニュアル」も整備されているが、保育に関わる専門職の教育・育成に関する基本姿勢が明記された「実習生受け入れ要項」等の整備と、専門職種の特性に配慮した育成プログラムが用意されていない。実際、保育実習生も少なく指導者の研修も実施されていない。また、マニュアルは、受入れについて利用者や保護者・職員への事前説明、実習生に対する注意等、留意すべきことを説明するオリエンテーションの実施方法等の項目などが記載されていることも必要となる。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者評価結果
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<p>評価者コメント21</p> <p>保育所の事業や財務等に関する情報を公開しているが、方法や内容が十分ではない。 法人の理念、基本方針や、保育の内容等をホームページや「園だより」等で情報を公開している。苦情・相談の体制や内容については入園説明会で説明し、玄関への掲示や意見箱も設置している。今後は、保育所の位置する地域社会に向けても、理念や基本方針、保育所で行っている活動(事業や計画、財務報告等)や、第三者評価の受審結果、苦情・相談受付の体制や内容にもとづく改善・対応の状況についても、公表や周知についての工夫(印刷物の配布等)が望まれる。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
<p>評価者コメント22</p> <p>公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。 保育所の事務、経理、取引等については、法人の職務分掌により権限・責任が明確にされ、監事により経理関連書類をチェックするなど定期的に内部監査を実施している。また、外部の専門家(会計事務所)による助言や指導を受けているが、事業運営や財務管理(事務、経理、取引等)については、職員への周知が図られていないため、今後は職員等への周知の取組が求められる。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者評価結果
23	II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p>評価者コメント23</p> <p>子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。</p> <p>法人の理念や中長期計画で地域との連携や地域貢献を掲げており、子どもと地域との交流を広げるために地域の行事への参加や作品の出展など、地域への働きかけを積極的に行っている。保育所や子どもへの理解を得るために、活用できる社会資源や地域の情報を収集し、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設け、保護者にも「お知らせ」の配布やポスターの掲示もしている。個々の子ども・保護者のニーズに応じて、資料の提供や関係機関を紹介するなど、地域における社会資源を利用するよう推奨もしている。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<p>評価者コメント24</p> <p>ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。</p> <p>ボランティアの受入れについて法人の基本方針に明示されており、「受け入れマニュアル」も整備されている。保育園の行事に地域の中学校や高校・養成校と連携して行事等に多くのボランティアの参加が見られ、地域との交流も盛んに図られている。しかし、ボランティア等の受入れについては、組織として受入れの基本姿勢・方針が明文化された受入れ要項の策定のほかに、受入れ手順や登録手続、ボランティアの内容や配置、事故やトラブルを防ぐための事前説明や保険の加入に関する項目等が記載されたマニュアルの整備が望まれる。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		第三者評価結果
25	II-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p>評価者コメント25</p> <p>子どもによりよい福祉サービスを提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。</p> <p>地域の関係機関・団体の機能や連絡方法については、リストや資料を作成して職員会議で説明している。リスト化した関係機関・団体などの社会資源はファイルしてパソコンで管理され、連絡先の表は各電話の近くに配置するとともに、職員間で情報の共有化が図られている。また、地域の関係実施機関・団体と定期的な連絡会等を行い、共通の問題に対して解決に向けて協働して具体的に取り組まれている。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		第三者評価結果
26	II-4-(3)-① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	a
<p>評価者コメント26</p> <p>福祉施設・事業所が有する機能を、地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。</p> <p>保育園に入園していない親子に遊び場を提供するなど、地域の保護者や子ども等との交流を意図した取組を積極的に行っている。地域の多様な団体等と連携し、地域行事の参加や老人施設等への慰問など、地域の活性化やまちづくりにも貢献している。また、保育所の専門性や特性を活かし、子育て支援事業の中で講演会や研修会等の講師として職員の派遣も行っている。災害時の地域における役割等についても、八幡平市との防災会に参加して保育所の避難場所や危機管理について確認もなされている。</p>		
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p>評価者コメント27</p> <p>地域の具体的な福祉ニーズを把握しているが、これにもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。</p> <p>保育園に入園していない親子に遊び場を提供する「遊ぼう会」の保護者からのアンケート等を通して地域の要望等を把握しており、法人グループとして学童保育所の運営や子育て支援事業所を開設し、地域のニーズに基づく積極的な活動を行っている。また、通常の保育以外に、休日保育(祝祭日保育)や、早期保育、夕方延長保育や、地域の乳幼児等を対象とした一時保育など、利用申し入れがあった場合は関係機関と連携を取って対応している。今後は、更に把握した福祉ニーズにもとづいて、法で定められた福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる具体的な事業・活動についても、事業計画等で明示して、実施することが望まれる。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		第三者評価結果
28	Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供についての共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p>評価者コメント28</p> <p>子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内の共通の理解をもつための取組が行われている。 法人理念「我ら地球人 みんなの笑顔のために」の実現を目指して、「杉の子法人訓」「基本方針」「基本方針を実施するための姿勢」「保育理念」「保育目標」「保育士の指針」「卒園する日の姿」を示し、子どもの権利条約を尊重し保育者として子どもの思いに寄り添うこと、子どもの意欲を引き出すこと、自己肯定感を育む姿勢を持つこと等を重視する取組が図られている。これらについて、月ごとに開催される6園合同会議や「園ごと会議」にて確認し、個々の保育士に対して外部研修の参加を促し、併せて園内研修において「ちいさいなかま」(全国保育団体連絡会が発行する月刊誌)を読み合わせ、子ども理解と保育制度等について学び合う取組を行っている。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	c
<p>評価者コメント29</p> <p>子どものプライバシー保護等の権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備していない。 子どものプライバシーについては、法人が策定した「個人情報・プライバシー保護マニュアル」(平成22年制定、平成25年見直し)に項目「園児のプライバシーについて」を設け、この中でおむつ替え、排泄、着替えは定められた場所で行うことを原則とし、その他の場所で行う場合は周りに気を付けて行うこと、また、これらの場面に加えプール遊び等については外部から見えないように配慮することが示されているが、プライバシーの対象が限定的であり、また配慮する姿勢を示しているに過ぎず、具体的な取組を示す内容となっていないことから、これをもって規程・マニュアルが整備されているとはいえない。「年齢毎のデイリーと仕事内容」における「職員の仕事内容・心得」にもプライバシー配慮に関する記載はない。また、子どもの虐待防止に対する研修等の取組についても計画的に行われているものではなく十分とはいえない。今後は、法人が策定したマニュアルをベースとして、保育園として子どものプライバシーをどのように捉え、それについてどのように取り組むべきか、全職員で議論し方向性を示すことが求められる。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		第三者評価結果
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	b
<p>評価者コメント30</p> <p>利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。 保育園を紹介するホームページを開設し、また、写真やイラストを効果的に活用したリーフレットが作成されている。しかし、ホームページのアクセス解析や公共施設等へのリーフレットの設置には取り組まれておらず、保育園利用希望者にとって情報が得やすい状況とはいえない。また、入園のしおりには保育園の利用に関して必要な情報が網羅的に記載されているが、図や絵の使用は限定的で、誰でもわかる取組として十分とはいえないため、今後は、利用を希望する見学者への対応手順の標準化の取組を含め、今ある情報をより有効に利用希望者に伝える取組が望まれる。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	b
<p>評価者コメント31</p> <p>保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。 保育の開始にあたっては、入園説明会において、入園のしおりを使い、必要に応じて実物を提示しながらわかりやすく説明するように配慮されている。また、入園時に保護者に対し保育園への希望に関するアンケート調査を行い、保育内容に活かす取組を行っている。しかし、保育の開始及び保育内容の変更に対する保護者の同意を得る手順を示す書類は整備されていない。また、特に配慮を要する場合を含め多様化する保護者のニーズに対する取組についてあらかじめまとめているものはなく、これらについての組織的な取組が望まれる。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	c
<p>評価者コメント32</p> <p>保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮していない。 保育所等の変更にあたって引き継ぎ、連携、アフターケア等の実績はない。今後は保育の継続性への配慮に向けた組織的な対応について協議・検討することが求められる。</p>		

III-1-(3) 利用者満足の上向上に努めている。		第三者評価結果
33	III-1-(3)-① 利用者満足の上向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<p>評価者コメント33</p> <p>利用者満足把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その上向上に向けた取組が十分ではない。子どもの満足については、個々の保育士が日常の保育場面で園児の様子を観察し、気づいた点は園ごと会議で確認している。しかし、行事アンケートでは、行事運営上の反省点を挙げ改善につなげることが重視され、その時の園児の様子や満足度の把握に関する視点に置かれたものとはなっていない。保護者の満足度の把握にあたっては、保護者アンケートを実施、集計したものを園ごと会議で確認、改善できるものについてはその方法を検討し、保護者会でフィードバックしている。今後は、子ども、保護者の満足度を組織的に把握・分析・検討し、改善につなげる仕組みを構築することが望まれる。</p>		
III-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		第三者評価結果
34	III-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	C
<p>評価者コメント34</p> <p>苦情解決の仕組みが確立していない。法人による苦情解決規程が定められ、苦情解決の体制が整備されている。苦情の受付については入園時に保護者に説明され、おたよりでも苦情を含めた意見を受け付けていることについて情報提供されている。苦情解決の手順は、①苦情受付→②苦情解決責任者(園長)への報告→③担当者からの聴き取り・事実確認→④クラス会議(毎日実施)で協議→⑤苦情申出人へ回答、となっている。苦情の内容については園児管理システムに記録されるが、解決に向けた経過を分かりやすく記録する手順が定められていない。また、規程で定められている苦情解決委員会の開催記録が残されていない。公表は事業計画書及び園だよりで行われることとなっているが、実際には重大なものに限られ、最近3年間でその実績はない。軽微な苦情については保護者会で説明されるのみである。苦情解決第三者委員には法人監事2名をあてているが、それぞれ「会計書類の明るい方」「税理士」がこれを担っており、福祉サービスに関する委員として適任か、これまでの苦情受付状況を評価したうえで、検討が求められる。</p>		
35	III-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	a
<p>評価者コメント35</p> <p>保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。普段から連絡ノートを活用し、日常的に保護者が相談したり意見を述べる機会を設けている。また、玄関に意見箱を設置し、いつでも誰でも意見を申し出ることができる仕組みをつくっている。さらに保護者アンケートが実施され、保育内容や行事の企画運営等に関する意見、要望を吸い上げる取組がなされている。これらについては、入園時にすべての保護者に説明されているほか、おたよりにも記載し、保護者への周知を図っている。</p>		
36	III-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p>評価者コメント36</p> <p>保護者からの相談や意見を把握しているが、組織的かつ迅速に対応していない。連絡ノートでのやりとり、意見箱の設置、個別面談の実施、アンケートの実施等、保護者からの相談や意見を積極的に把握する取組がなされている一方で、それに対する記録・対応策の検討・フィードバック・報告に関する手順が文書として定められておらず、組織的に対応していることが確認できない。「ご意見・要望の解決のためのフローチャート」が示されているが、苦情・要望・提案・意見・相談の分類・判断する仕組みがなく、すべて苦情解決の仕組みで取り扱われる流れとなっているが、その苦情解決の仕組みが十分に機能していない中において、組織的かつ迅速に対応できているとはいえない。今後は、受け付けた苦情・要望・提案・意見・相談を組織的に分析し、迅速にフィードバックするための仕組みを構築することが望まれる。</p>		
III-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		第三者評価結果
37	III-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p>評価者コメント37</p> <p>リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。法人において共通の危機管理マニュアルを策定し、その中で基本的指揮権を有する職員その他場面ごとの指揮権順位を明示している。事故発生時の対応について、危機管理マニュアルの中にフローチャートを示し、その手順については6園合同会議にて確認し、職員に周知されている。ヒヤリ・ハット事例を収集し、改善点について園長が指導し、これを回覧して職員への周知を図っている。しかし、危機管理に関する専門委員会は設けられておらず、職員参画のもとでの分析、改善策・再発予防策を検討する取組は十分ではない。今後は、職員参画のもとで組織的かつ効果的に危機管理に取り組むための仕組みについて検討することが望まれる。</p>		

38	III-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p>評価者コメント38</p> <p>感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。怪我発生時・発熱時・感染症発生時について、それぞれ対応手順についてフローチャートで明示し、迅速な対応ができる体制を構築している。職員に対しては採用後の1年間で実施する新人研修のほか、6園合同職員会議、園ごと会議で定期的に確認されている。日々の情報伝達では口頭によるもののほか、各保育室の黒板、玄関への掲示で保護者に対する情報提供を含め対応している。記録は園児管理システムを活用している。</p>		
39	III-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を積極的に行っている。	b
<p>評価者コメント39</p> <p>地震、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。危機管理マニュアルにおいて、地震、大地震、警戒宣言が出された場合、風水害及び台風による被害が生じた際の対応手順が示され、園ごと会議等により職員へ周知が図られている。また、避難訓練計画に基づき、災害を想定した避難訓練を、消防署の指導も受けながら毎月実施している。しかし、大雪による被害や、建物立地地域が岩手山火山防災マップによる火山泥流危険地に隣接し、また、降灰地域に指定されていることによる岩手山噴火被害を想定した訓練は行われていない。</p>		

III-2 福祉サービスの質の確保

III-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		第三者評価結果
40	III-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	C
<p>評価者コメント40</p> <p>保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。職員の職務については、いずれも法人が策定する、保育課程、「杉の子会の保育」、早番・遅番マニュアル、そして中長期計画の中に職種ごとの「職務の役割」が示されている。しかし、福祉サービス第三者評価における本項目の評価基準は、基本的な保育・支援に関するものだけでなく、保育の実施時の留意点や子ども・保護者のプライバシーへの配慮、設備等の保育所の環境に応じた業務手順なども含まれるとされ、これらが文書化されていることが求められている。こういった観点において、法人の方針を踏まえつつ、保育園としての標準的な実施方法を定めることが必要である。</p>		
41	III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	C
<p>評価者コメント41</p> <p>標準的な実施方法について組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。福祉サービス第三者評価において求められる保育についての標準的な実施方法が文書化されていないことにより、その見直しの仕組みも構築されているとはいえない。なお、標準的な実施方法の文書化にあたっては、職員の十分な理解を促す取組とともに、標準的な実施方法に基づいて保育が実施されていることを確認する仕組みを整備し、かつ、定期的に現状を検証し、職員や保護者等からの意見に基づいて必要な見直しを行うための取組が求められる。</p>		
III-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		第三者評価結果
42	III-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	C
<p>評価者コメント42</p> <p>アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立していない。保育課程に基づきクラス別の指導計画は策定されているが、個々の子どもに対するアセスメントが園児管理システムの個人発達記録のチェックに止まり、3歳以上児はもとより、作成が義務付けられている3歳未満児と障がいのある子どもも含めて、個別の指導計画が作成されていない。個々の子どもに対するアセスメントは、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に基づいて作成される保育課程をベースとし、クラスの指導計画と関連付けながら、さらに子どもや保護者の意向が反映されたものとして作成するものとされる。アセスメントが単なる発達記録のチェックと捉えるのではなく、実態把握から見てきたニーズを抽出し、より効果的な計画を立案するための基本となる手続と捉えることが大切である。その重要性を職員間で確認し、早急に適切なアセスメント手法の確立に向けた取組が求められる。</p>		
43	III-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	b
<p>評価者コメント43</p> <p>指導計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。クラス別の指導計画について、年度内でも実施状況や環境要因による必要性を鑑み、定期的に見直されている。変更された指導計画については、クラス会議で職員間に共有化されている。一方、個別の指導計画については作成されておらず、その評価・見直しの取組についても今後の課題となる。今後、早急に個別の指導計画を作成する手順を定める必要があるが、その際には、計画の評価・見直しを行う時期の設定や記録の方法、変更された場合の職員への周知方法についてもあらかじめ決めておくことが求められる。</p>		

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	第三者評価結果
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 10px;">44</div> Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
<p>評価者コメント44</p> <p>子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。</p> <p>子どもの保育実施状況については園児管理システムにおいて記録され、保育日誌として「今週のねらい」に基づいて評価した内容が記載される。しかし、個別の指導計画が作成されておらず、記録内容は全体の活動内容を示し、それに対して子どもがどのように反応・活動したかという結果の記録に止まり、子どもの成長を評価するものとして活用されているとはいえない。また、職員間の情報共有については、クラス会議を活用しているが、すべての職員が知っておくべき情報、伝えてはならない情報、担当で留めてよい情報の整理についての分別・伝達の手順は示されておらず、慣例的に、情報を得た職員が園長に報告し、そこで園長の判断を仰ぐとされている。記録する際の留意点や表現方法等に関する職員への指導は園長より随時行われるが、記録要領の作成や内部研修の持ち方を工夫する等、より積極的な取組が望まれる。</p>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 10px;">45</div> Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	b
<p>評価者コメント45</p> <p>子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。</p> <p>法人の管理運営規程の中の第4章「文書整理」において記録の整備・管理に関する基本的な事項が定められ、個人情報の保護や情報開示、コンピューター端末使用の遵守事項などを保育園情報管理マニュアルで定められている。マニュアル通りに実施されていることについては6園合同職員会議や園ごと会議において、理事長・園長から口頭にて確認される。情報管理については新人研修及び法人研修で最低年1回は確認されるが、この事項に関して積極的に教育・研修されているとはいえず、情報開示請求への対応含め、リスクマネジメントの観点からもより積極的な取組が望まれる。</p>	

A-1 保育内容

A-1-(1) 保育課程の編成		第三者評価結果
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	b
<p>評価者コメント1</p> <p>保育課程は、保育の理念、保育の目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ編成しているが、十分ではない。</p> <p>保育課程は、保育所保育の基本であり、保育の目標を達成できるよう全体的かつ一貫性のある計画が求められる。当園の「保育課程」には、保育理念、基本方針が記載されず、別に定めている。「子どもの姿」「遊び」に視点をおいた保育課程は、年齢発達を踏まえた遊びを保育の中核に据え、子どもの社会性及び人間性が身につくことを目指した保育実践を展開している。しかし、大更保育園の地域性や子どもの家庭状況を考慮した内容とは言えず、保育所の生活を総合的視野から捉えた「保育課程」の編成見直しに着手することが望まれる。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		第三者評価結果
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b
<p>評価者コメント2</p> <p>生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。</p> <p>H27年八幡平市より移管の当園は、新築後30年経過した園舎である。老朽化した園舎の構造上、子どもの年齢や人数等の実態に課題を抱えながらも、子どもが安全に生活できるよう、室内外に工夫がみられる。各保育室の押し入れ上段は布団収納、下段はママゴト遊びや静かに過ごしたい子のコーナーとして活用している。ホール遊びの安全を図るため、窓側に配置したキッチンセットの横に長イスで仕切りを作り、イスは走り回る子の歯止めと、座って休む子への役割を果たしている。朝の全体集合時はホールを使用、日がたっぷり当たる園庭で存分に体を動かすなど、限りある環境を生活場面によって使い分けている。トイレと暖房設備はH29年度改修予定とのこと、清潔なトイレは排泄習慣に欠かせない場所であり、冬場の厳しい冷え込む生活が改善がされることで、豊かな活動の発展が期待される。</p>		
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	b
<p>評価者コメント3</p> <p>一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。</p> <p>入園時の説明会や家庭訪問、年2回行われる個別面談等から得た情報は、園児管理システムに記録され、職員の共通理解を図り保育が行われている。個別の発達チェック票の活用や月案の個別記録による指導は確認できるが、個別の援助内容や配慮に関する記録が十分とはいえないため、今後の検討と取組に期待したい。</p>		
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	b
<p>評価者コメント4</p> <p>子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。</p> <p>保育理念「自分を肯定できる子にそだてましょう」を目標のひとつに掲げ、子どもが自分でやろうとする気持ちを育てている。基本的な生活習慣の取得は個人差が大きいと、子どもの発達状況に合わせ、家庭と連携をとりながら支援・援助が行われている。基本的な生活習慣を身につけていく過程に必要な、個別対応の配慮・援助記載が不十分であるため、今後は、指導計画及び個別計画の見直しが望まれる。</p>		
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
<p>評価者コメント5</p> <p>子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p> <p>子どもが自らやってみようとする気持ち、挑戦していく力、達成感の共有を目指した保育を展開している。昼食後のマラソンでは、初めは園庭の半分も走れなかった子が次第に、一周、二周と距離を伸ばし、最終的には合計距離地球一周を目指す。散歩は2～6歳児の二人で手をつなぐ兄弟ペアを作る。年少の子への心配りは、こうした体験を通し保育士の指示がなくても、日常生活に良く見られる。ホールに置かれたピアノは子どもが自由に弾くことができる。保育士の演奏を真似て簡単な曲(チョウチョ・チューリップ)を弾いて楽しめるまでになる。書道、お茶、剣道の体験は、日本の文化に触れる機会となり、作法の大切さや意味について、経験を重ねながら身につけている。</p>		
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	非該当
<p>評価者コメント6</p>		

A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p>評価者コメント7</p> <p>適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。</p> <p>1・2歳児の発達を踏まえた保育実践が展開されている。保護者と毎日交される連絡帳や、朝夕の送迎時、保護者と交わす会話から、子どもの状況確認をしている。保護者から入手した子ども一人ひとりの特徴(クセ)に合わせて、暖かな関わりがなされている。リズム遊び・フォークダンスでバランス感覚を養い、年長児等と共にする散歩で、周囲の草花への関心と探求心が培われている。丁寧な保育が実践されているが、個別計画の記録が整備されていないため、子どもへの援助、配慮内容は記録から確認することができない。3歳未満時の場合、一人ひとりの状態に即した保育が展開できるよう、個別の指導計画を作成することが義務づけられていることから、早期に計画の作成検討が求められる。</p>		
A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p>評価者コメント8</p> <p>適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p> <p>保育理念15項目(自立と思いやりの芽を育む・想像力、創造性を養う・子どもたちの意欲を引き出す・健康で丈夫な体作りなど他)に沿って保育実践が展開されている。発達年齢に応じた心身の機能を計画的に育んでいる。運動遊び(かけっこ・伝承遊び・ゲーム・ボール・縄跳び)、言語(人の話を聞く・絵本・紙芝居を見る・劇・言葉遊び)、自然(水砂泥遊び・畑作り・散歩・自然観察と飼育)、音楽リズム(歌・楽器・手遊び・踊り・フォークダンス)、絵画制作(絵・製作・折り紙・粘土・ブロック・積み木)。遊びの中で起るケンカやトラブル体験を通して、きまりの大切さに気づき、仲間と遊びを工夫することの楽しさを習得している。収穫した野菜を室内装飾や作品展示している。年長児は共同作品として、大型絵本を完成させていた。訪問調査日に会った子どもたちは、みな好奇心に満ちた表情で挨拶と質問を返し、元気いっぱいだった。</p>		
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p>評価者コメント9</p> <p>障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。</p> <p>障害の状態を把握し、無理なく安心して生活ができるよう、実年齢より2～3歳下のクラスで保育が行われている。八幡平市と連携を図り(のびのび相談会)、保護者と共に相談、助言を受ける機会がもたれている。保健師の巡回指導では、子どもの活動状況を観察してもらい、保育・援助方法の助言を受けている。専門機関の助言や情報を保護者と共有し、子どもの発達を支えている。更に、家庭や関係機関と連携した保育を深めていくには、個別の指導計画を作成し、日々の状況や成長の様子を記録する仕組みの整備が望まれる。</p>		
A⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p>評価者コメント10</p> <p>長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p> <p>子どもの居残り人数に応じて保育室の振り分けが行われ、17時30分にクラスを移動、18時からは延長保育となる。当園では延長保育利用児8名に対し、保育士2名体制をとっている。軽食としておにぎりを提供し、好きな遊びをしながら迎えを待つ。遅番担当は保護者への引き継ぎ事項をパソコンに打ち込み、伝え忘れのないようにしている。</p>		
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
<p>評価者コメント11</p> <p>小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p> <p>保育園の隣に並ぶ小学校は、日常的に目にする身近な場所である。散歩途中、グラウンドの小学生を応援したり、見学のため訪問することもある。小学校入学に向けた保護者の不安などに対しては、個別面談の場で具体的に説明している。また、小学校教員が保育参観により子どもを観察し、個別の「行動傾向チェック一覧」を作成し、保育園と小学校で就学に向けた情報共有する機会を設定している。さらに、杉の子会の保育に位置付けられている「卒園するまでに身に着けたい」42項目を掲げ、日々の生活や遊びを通した達成を目指し、実践する取組が行われている。</p>		
A-1-(3) 健康管理		第三者評価結果
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	b
<p>評価者コメント12</p> <p>子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。</p> <p>子どもの健康管理に関する「保健計画」が作成されている。保育目標・衛生管理・保健行事・保健指導・保健だよりにより、子どもの心身の健康保持が図られている。入園時、保護者から既往症や予防接種の状況、乳児健診など、健康状態の聞き取りと記録を提供してもらっている。春秋2回内科検診を行い、治療の要否等、必要に応じた結果報告をしている。毎月発行される「保健だより」は原則6園共通だが、風邪等が流行する時期には、園独自の内容で保護者への周知がなされている。睡眠時はチェック表を用いて安全対策を講じている。今後は、乳幼児突然死症候群のポスターを張り出すだけでなく、入園、進級説明会の場で周知することが望まれる。また、職員への研修等による周知徹底が求められる。</p>		

A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	a
<p>評価者コメント13</p> <p>健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。 内科・歯科検診結果は「個別健康診断票」に整備されている。歯科検診後、歯の状態をイラストで分かりやすく保護者に知らせている。仕上げ磨きの方法や要治療など連絡を取り合っている。昼食とおやつ後の歯磨きの状態を確認し、一人ひとりの仕上げ磨きを行っている。</p>		
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	a
<p>評価者コメント14</p> <p>アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。 アレルギー疾患のある子どもは、医師の診断とアレルギー指示書の基で適切な対応がなされている。指示書の他、食物アレルギー調査票・食物アレルギーチェック表を保護者に提出してもらおう等、連携を図っているが、今後は、アレルギー発症時の緊急対応体制の整備が求められる。なお、食事提供に際し、器の色、専用トレイの使用、テーブル席の確認など、十分な配慮が行われており、全職員が共通理解を持ち安全な保育に取り組んでいる。</p>		
A-1-(4) 食事		第三者評価結果
A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。	b
<p>評価者コメント15</p> <p>食事を楽しむことができるよう工夫をしている。 会話を楽しみながら食事ができるよう、3～5歳児はホールで食事を摂っている。テーブル席の配置は配慮している。年長児はメニュー紹介や「いただきます」の挨拶を担っている。子どもたちが畑で収穫した野菜を調理してもらい、食材への関心の広がりや、苦手な野菜でも食べてみようとする気持ちを育てている。また、「給食年間計画」に沿って、子どもの栄養指導が行われている。さらに、朝ごはんをしっかりたべよう・三色栄養群・野菜の栄養・おせち料理など、テーマに合わせた紙芝居やクイズを交わすなどの工夫がなされている。家庭の食事状況・おやつに関するアンケート結果から、おやつのかぶり方を具体的にアドバイスするなど、幼少期の食育の大切さを周知している。クッキング体験としては、おにぎり・クッキー・餅つき・ひつまぶしを取り入れている。</p>		
A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p>評価者コメント16</p> <p>子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。 旬の物(畑で収穫した野菜)や、季節感のある献立を作成している。地域の食文化(ゆべし・がんづき・みそそばさみ・みそ餅)に触れる機会を作り、「行事食」は行事の意味合いを伝えと共に、子どもの嗜好に合わせた食事提供をしている。調理員や栄養士は子どもと会話しながら食事を楽しみ、食事の進み具合や食べ方、好き嫌いなどを把握して、献立作成と調理工夫に役立てている。また、給食衛生管理マニュアルが整備されている。安全な食事提供に向けて、給食活動計画を作成し、実施後の反省・改善の取組が行われている点は高く評価できる。</p>		

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携		第三者評価結果
A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行なっている。	a
<p>評価者コメント17</p> <p>子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。 入園説明会で配布する「入園のしおり」は、保育理念・保育の仕組み・子どもが持参する保育用品・行事予定・他、多量なため保護者が理解できるよう、具体的かつ丁寧な言葉で説明をしている。新入園児は家庭訪問を行い、家庭環境の確認や子どもに寄せる保護者の思いを受け、家庭と連携した保育が進められている。日々の送迎時の会話から、必要な内容を園児管理システムに記録している。発表会や作品展、行事で子どもの成長を楽しみ、保育の方針や目指している子どもの姿の共有に繋げている。</p>		
A-2-(2) 保護者等の支援		第三者評価結果
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行なっている。	a
<p>評価者コメント18</p> <p>保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。 送迎時の会話は保護者の意向、思いを受け止めている。相談内容によっては、主任保育士、園長へと報告する体制がとられており、時間を置かず速やかな対応に努めている。子どもの対応に配慮を必要とする相談の場合は、関係職員の共通理解を図り、保育が行われている。保育園で解決できない場合は、専門機関を紹介したり、保護者と共に助言指導を仰ぐこともある。</p>		

A⑱	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
<p>評価者コメント19</p> <p>家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。 日頃から、子どもの心身の状態を観察し、家庭での状況の把握に努めているが、当園において虐待の事例はない。保育所は虐待を発見しやすい立場にあり、保護者や子どもの様子に細心の注意が必要であるため、今後は虐待発生の予防に関するマニュアルの整備と職員研修の実施が求められる。</p>		

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		第三者評価結果
A⑳	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
<p>評価者コメント20</p> <p>保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。 保育実践後の反省、改善への取組は行われているが、取組に関する記録に課題がみられる。「子どもの育ちを捉える視点」「自からの保育を捉える視点」を定め、指導計画のねらいと内容、環境構成、保育士の援助が適切であったか、保育の過程の全体を振り返ることが求められる。</p>		